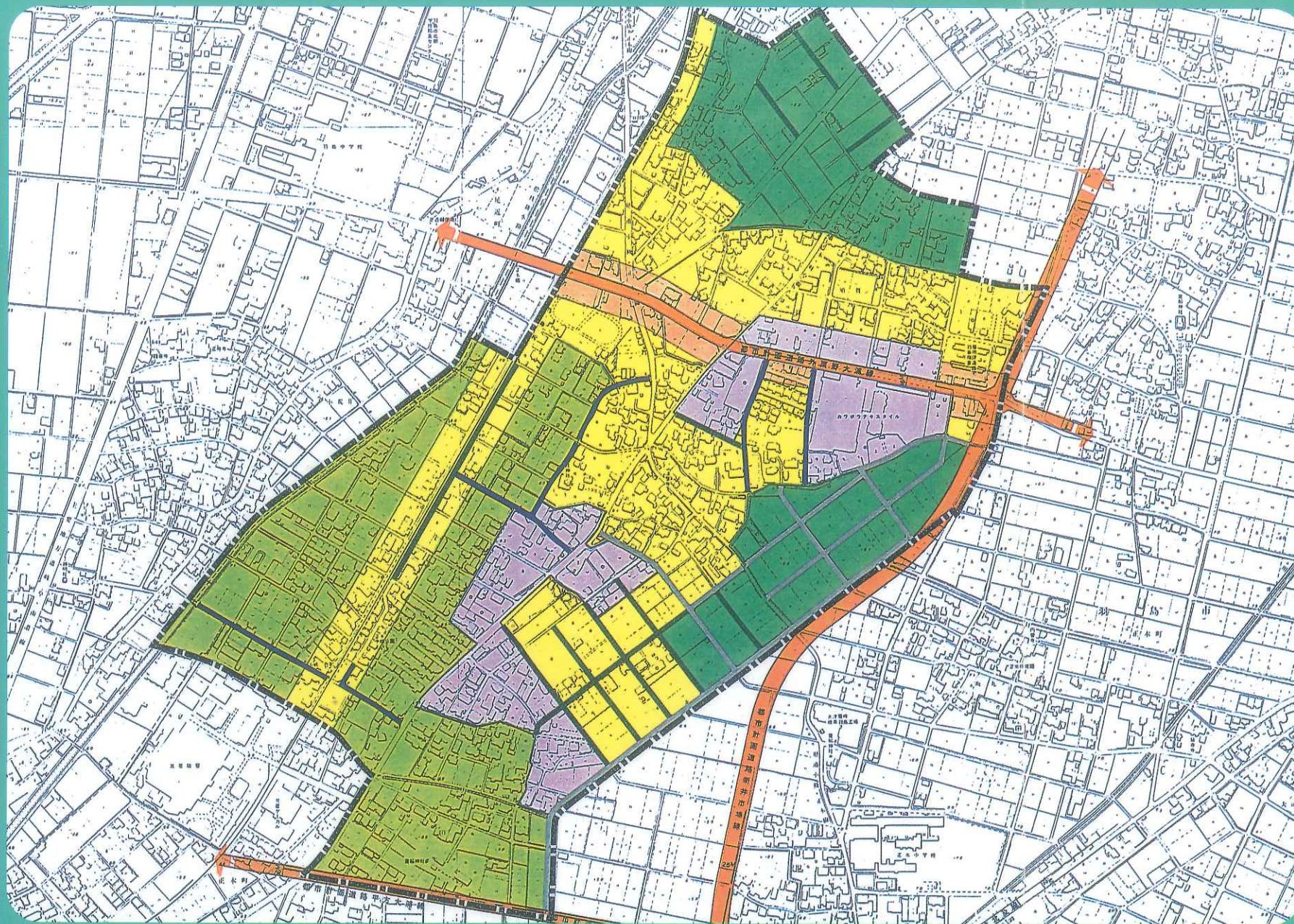


— 私たちのまち “正木北部地区” に展開されるまちづくり —



● 地区施設（道路）の配置

区画道路は、図のように配置します。〔幅員6m、5m、4m〕

● 建築物の用途

次の建築物は、建築できません。

《C地区》

- ・ホテル、旅館
- ・風俗営業及び風俗関連営業施設

《D地区》

- ・ホテル、旅館
- ・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの
- ・風俗営業及び風俗関連営業施設

《E地区》

- ・ホテル、旅館
- ・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの
- ・劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- ・自動車車庫（床面積 $\geq 300\text{m}^2$ 、3階以上の部分にあるもの）
- ・倉庫業を営む倉庫
- ・危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの
- ・キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの
- ・個室付き浴場業に係る公衆浴場
- ・原動機を使用する工場（作業場床面積 $> 200\text{m}^2$ ）
〔自動車修理工場（作業場床面積 $\leq 300\text{m}^2$ ）、機織、裁縫、ねん糸、編物の事業を営む工場（羽島市特別用途地区建築条例第3条に掲げる用途に供する建築物）は除く。〕
- ・風俗営業及び風俗関連営業施設

● 凡例

■ 土地利用

- A地区（第1種低層住居専用地域）
- B地区（第1種中高層住居専用地域）
- C地区（第1種住居地域）
- D地区（第2種住居地域）
- E地区（準工業地域）

■ 地区施設（道路）

- 区画道路（6m）
- 区画道路（5m）
- 区画道路（4m）
- 都市計画道路

■ 建築物

- 用途の制限
- 高さの制限（10m）
- 高さの制限（15m）

● 建築物の高さ

《B地区・C地区・D地区》

- ・高さの最高限度を『10m』とします。

《E地区》

- ・高さの最高限度を『15m』とします。